

令和 2 年 5 月 26 日

企業・事業者各位

立川市長 清水庄平

緊急事態宣言解除後の立川市保育所等に在籍する保護者の勤務における  
特段のご配慮のお願いについて(依頼)

日頃から本市保育行政にご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本市では、社会生活を維持する上で必要な仕事に従事する保護者やこの状況下において止むを得ず保育を必要としている子どものため、保育所・学童保育所は原則開所とし、5月31日を期限に登園の自粛を強く要請しております。

5月25日、緊急事態宣言が東京都も含め全国的に解除されたことにより、社会経済活動が段階的に再開される見通しとなっておりますが、今後も感染症の拡大防止に向けた対策の徹底が重要であり、緊急事態宣言解除後の保育についても、一定の移行期間を設け、段階的に対応することが必要と考えられることから、6月1日から6月30日まで、仕事を休んでいること等により家庭保育が可能な場合には、家庭保育への協力をお願いすることといたしました。

企業・事業者の皆様におかれましては、緊急事態宣言の解除後においても、子育て中の従業員の働き方に対するご理解ご協力をいただくとともに、市内の保育所・学童保育所に在籍する子どもの保護者に対し、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。